

令和3年5月臨時会

令和3年5月31日（月曜日）

◎ 出欠席議員氏名

漆 山 光 春 議長 細 矢 誓 子 副議長

出席議員（13名）

1番 岡田桂司議員	2番 齋藤隆議員	3番 榎正義議員
4番 佐藤修二議員	5番 吉田芳美議員	6番 東海林信弘議員
7番 阿部恭平議員	8番 松田收作議員	9番 丹野貞子議員
10番 木村章一議員	11番 石垣光洋議員	12番 細矢誓子議員
13番 漆山光春議員		

欠席議員（0名）

◎ 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

真木邦弘 事務局 局長 齋藤 淳 議事係 係長
嶋田 愛 総括 主任

◎ 説明のため議場に出席した者の職氏名

森谷俊雄 町 長	河内耕治 副 町 長
板坂憲助 教 育 長	後藤 浩 防災・危機管理監兼 総務課 長
真木秀章 総務課 主幹	牧野隆博 政策推進監兼 企画財政課 長
宇野 勝 まちづくり推進課 長	矢作 勲 税務町民課 長
堀米清也 健康福祉課 長	増川 仁 農林振興課 長併 農業委員会事務局 長
佐藤晃一 商工観光課 長	須藤俊一 都市整備課 長
今部憲治 上下水道課 長	岸 康彦 会計管理者兼 会計課 長
鈴木淳子 学校教育課 長	秋場弘昭 生涯学習課 長

◎ 議 事 日 程

令和3年5月31日（金） 午前9時開会、開議

議事日程第1号

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案の上程

議第46号 河北町役場新庁舎エネルギー棟建築工事請負契約の一部変更について

日程第4 提案理由の説明

日程第5 議案の審議、採決

議第46号 河北町役場新庁舎エネルギー棟建築工事請負契約の一部変更について

閉 会

◎ 本日の会議に付した事件

議事日程第1号のとおり

◎ 開 議

午前9時

○漆山光春議長 おはようございます。

本日の欠席通告議員はありません。ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、令和3年5月河北町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

○漆山光春議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長から指名します。

10番 木 村 章 一 議員

2番 齋 藤 隆 議員

の両名を指名します。

○漆山光春議長 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期については、本日1日限りとしたいと思います。これに異

議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日限りと決定しました。

○漆山光春議長 日程第3、議案の上程を行います。

議第46号 河北町役場新庁舎エネルギー棟建築工事請負契約の一部変更について

以上、1議案を上程します。

○漆山光春議長 日程第4、提案理由の説明を行います。

提案者から提案理由の説明を求めます。

「森谷町長」

○森谷俊雄町長 おはようございます。

本日、令和3年5月河北町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとお忙しい中お集まりいただき、厚くお礼申し上げます。

それでは、本日ご提案申し上げております

議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議第46号河北町役場新庁舎エネルギー棟建築工事請負契約の一部変更について申し上げます。

この工事は、昨年7月の豪雨災害による人員不足や新型コロナウイルス感染症の影響により、現場内の人員確保に支障が生じたことから、令和3年5月31日までに工事を完了する予定でありましたが、工期を令和3年6月30日まで延長するものであります。

以上、本臨時会に提案いたしました1議案についてご説明申し上げますが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○漆山光春議長 以上で、提案理由の説明を終わります。

○漆山光春議長 日程第5、議案の審議、採決を行います。

お諮りします。議案が事前に配付されておりますので、審議の際の議案の朗読は省略したいと思っております。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案の朗読は省略することとします。

議第46号河北町役場新庁舎エネルギー棟建築工事請負契約の一部変更についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「後藤新庁舎建設課長」

○後藤浩新庁舎建設課長 おはようございます。

それでは、議第46号河北町役場新庁舎エネルギー棟建築工事請負契約の一部変更についてご説明申し上げます。

当該工事につきましては、株式会社黒田組、取締役社長黒田元喜氏と工期を令和3年1月31日まで、請負金額を9,553万5,000円として、令和2年6月8日に議決をいただき、施工し

たところであります。

その後、空調設備の熱交換方式の見直しに伴い、設計を一部変更して増額し、工期についても令和3年3月31日まで延長することについて、令和2年11月13日に第1回変更の議決をいただき、さらに空調及び融雪設備に利用する井戸水に高濃度のメタンガスの含有が確認されたことによる設計変更の検討及び補助金変更申請の手続により、工期を令和3年5月31日まで延長して施工することについて、令和3年3月3日に第2回変更の議決をいただいたところであります。

新庁舎工事の施工管理につきましては、発注者である町、新庁舎関連の全ての工事請負業者、町が委託した管理業務委託者、技術的助言をいただく発注者支援業務委託者による月2回の定例的な打合せも開催しながら、工程の確認、職種間の取り合いなど、調整を行いながら施工しているところであります。

今般、今冬の大雪によります工程の遅れや、昨年7月の豪雨災害関連工事による工事に要する人員の不足及び新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、県外からの人員の確保に支障が生じたことなどを理由として、5月24日に請負業者から工期延長承認申請書が提出されたところであります。

これを受けて、請負金額や新庁舎建築工事全体の工程にも影響がないことを確認し、工期を令和3年6月30日まで延長して施工することとし、請負契約を一部変更するものであります。

以上、よろしくお願いたします。

○漆山光春議長 担当課長の説明が終わりました。質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

(2番、4番、6番、10番、11番、12番の通告あり)

確認します。2番、4番、6番、10番、11

番、12番、落ちありませんか。

それでは、「2番齋藤隆議員」

○2番（齋藤隆議員） 今、提案理由にもありました。全員協議会でも説明を受けておりますので、あまり長くならないようにしたいと思いますけれども、まず提案の理由ですね、資料としてもらった工期延長承認申請書の概要ということで、ここにも書いて、提案理由にもあったことを言っていますけれども、大雪にしろ、あるいは豪雨災害にしろ、新型コロナウイルスにしろ、今々始まったことでないわけですね。その時点で人員確保が遅れていると分かっていたということが一つですね。

そういう中で、月2回の工程管理の会議の中でも、5月11日の時点で、大丈夫なのかという指摘があったけれども、その時点で、大丈夫だという判断だったと聞いております。

さらに、この中で、ゴールデンウィーク明けの段階で、例年であれば十分遅れを取り戻せる規模だったため、引き続き人員確保に努め、ぎりぎりまで工期内完成を目指しましたが、新型コロナウイルスのさらなる感染拡大によって人員の確保が困難になったこと云々ということにしております。全部原因はほかのことに起因するというような理由なんですね。

しかし実際、去年からのそういう人員不足も分かっている、そういった意味では、私は、この企業として工程管理が不十分であったというものが一番の原因なのかなと。

例えば、延長するにしてももっと早く示すべきだったし、5月31日ぎりぎり、本来だったら今日までが工期ですからね、それがぎりぎりまでやったというものはあまり理由にはならないと。

ですから、本来であればもっと早く、5月7日の臨時会あたりのときに出すというものが本来の企業の在り方、工程管理の正しい在

り方なのかなと思います。

本当に町内企業だということ、私は非常に残念でなりません。これは理由ではなくて言い訳としか考えられないということでもあります。

それで、今現在、人員は足りているのか、この工事に必要な人員がどうなのかということと、もしこれが可決になった場合、1か月延長しているわけですから、全体の工期には影響ないということでしたけれども、本来であれば今日までできる工事が1か月延長するわけですから、その間の1か月のかかった経費というものはどうなるのか、その扱い方についてお聞きします。

○漆山光春議長 「後藤新庁舎建設課長」

○後藤浩新庁舎建設課長 まず、1点目の、現在の人員は足りているのかというようなことでありますけれども、今月2回目の定例会を行って、そのとき、6月末までの、今回認められた場合というようなことでありますけれども、6月末までの工程について、請負業者から提示がありました。それによります人員のほうは足りていると。工事が6月末まで完了するようなことでの人員は足りていると考えてございます。

経費のことですけれども、今回の変更契約につきましては、額の増は生じないというようなことで、工期のみの延長ということになってございます。

○漆山光春議長 「2番齋藤隆議員」

○2番（齋藤隆議員） 人員は足りているということでもあります。本来であれば、サッカーでいえばもうイエローカードです、この時点で。さらに、工期に影響はないので、金額も影響ないということでもあります。

ただし、これはやっぱり町民からしても、議会としても、ちょっとなかなか厳しい見方を私はします。本当にこれでいいのかという

ことで、何の反省もないということが非常に残念でなりません。

それで、今日もこの契約変更のために、本来であれば通常業務をやっていたところを、こうやって1日、半日で終わると思いますけれども、それなりの会議を開くために、課長、忙しい中、月末の、我々議員も含めて急な招集になったわけです。

一体この1回議会を開くためにどの程度の経費がかかるのか、これも一つの損害と私は考えていいのかなと思いますけれども、そういった試算などをしたことがあるのかどうか。ちょっとお聞かせください。

○漆山光春議長 「後藤新庁舎建設課長」

○後藤浩新庁舎建設課長 議会を開催するにも当然、事務的な時間、あるいは、現在はございませんけれども、かつては日当というものがございます、そういった支出もあったわけですけれども、現在そういった金額的なものは表面上発生しないというふうなことでありますが、私どもも事務的な打合せと余剰な時間を使ったというようなことがございます。

金額等については、試算した経過はありません。

○漆山光春議長 「2番齋藤隆議員」

○2番(齋藤隆議員) 最後になりますけれども、もしこれが否決になった場合、賛成か反対かしかないわけですから、重要なやっぱり判断のポイントになるわけですけれども、否決になった場合にはどういった流れになるのか。どういった工事が発生するのか。そのことによって全体の工期に遅れを生じるようなことはないのかどうか。ちょっと、その辺の手続的なもの、今後の、否決になった場合の考え方についてお聞かせください。

○漆山光春議長 「後藤新庁舎建設課長」

○後藤浩新庁舎建設課長 議決をしていただけなかったというふうなことになりますと、工事

が完了するまでの期間に応じた、出来高にならなかった部分を基にするわけでありましてけれども、それを基にした一定の割合での遅延利息というものが金額的には発生してくるといようなことになります。

また、今回の延長によりまして、全体的な工事についての影響はないというように考えておりますけれども、もしもそういったことがあるとすれば、そういったものに対する損害賠償的な金額は工事の関係で発生する可能性もあるというふうなことであります。

○漆山光春議長 以上で、2番齋藤隆議員の質疑を終わります。

次に、「4番佐藤修二議員」

○4番(佐藤修二議員) まず、本当に議案調査もするいとまもないくらいの忙しい議会というふうなことは、今までちょっと考えられなかった緊急な話であります、やはりそうやって考えますと、一番大事なことは、管理業務を請け負った業者が当然、材料はちゃんと入るのか、あるいは品質に問題はないのか、工程を組んだとおりにちゃんと行われているのかということをちゃんと見るための管理業務を委託しているわけです。まず、その委託金、幾らで委託をその業者とやったのか。たしか全協では、羽田・安孫子さんだということですが、その委託金額は幾らだったのか。

同時に、その委託を受けて、受託者がその工程なりなんなりを守れなかった場合、それを本当は守らせる義務がある。つまり、建物を建てるには、たくさんの業者がいっぱい入るわけです。そこがちゃんと、1つでも遅れたりすると全体に影響するから、それが全部遅れないようにするために、管理委員会、管理を委託していて、全部の業者がちゃんと工程どおりになっているかどうかを確認する義務があって、それによってちゃんと進んでいくというのが本来の建前なわけですが、そ

それがそうならなかったということに対しては、そこに私は、その請け負った業者に大きな責任があるのではないかなと思うんですが、そこはいかがなものでしょう。

その2つについてお尋ねします。

○漆山光春議長 「後藤新庁舎建設課長」

○後藤浩新庁舎建設課長 まず、1点目の、工事の管理業務委託に要する経費、契約額でありますけれども、3,397万9,400円という金額になっております。

2点目の、管理の状況が不十分ではなかったのかというふうなことでありますけれども、今回の工期の延長につきましては、事業者から出されたような、コロナウイルス関連、あるいは災害関連の2つによります人員不足を主なものとしているというようなことを、私どもとしては正当なものとして認めたいというふうなことでありますので。

理由としては致し方ないというふうなことでございますけれども、それにしましても、そういった工程管理がうまくいかなかったというようなことは、当然、事業者のほうでも判断が甘かったと。時期的なものも判断が甘かったというようなことは言えるかと思いますので、管理のほうでも、そういったことは十分留意してといいますか、そのために定例会を開いて工程管理をしているというようなことになっているわけですから、非常に残念なことだとは考えております。

○漆山光春議長 「4番佐藤修二議員」

○4番(佐藤修二議員) おおよそ3,300万円、これは庁舎全体を1つに、エネルギー棟だけではなくて、全体としてのもちろん請負になるわけであります。エネルギー棟だけの部分ならば幾らかということとは全然分かりませんので、そこはお尋ねしないんですが、ただ私は、なぜ管理業務を請負させているかというものは、この人たちは設計屋さんでありプロなん

ですよ。

だから、業者が、いや、大丈夫だなんて言っても、本当に大丈夫なのかどうなのか、実際どのぐらい進んでいて、これからはこのぐらいの、いまだしなければならぬ仕事に対して人員がこのぐらい来ていて、間に合うのかなんとかということがちゃんと判断できる人たちに委託しているはずなんです、これは。

5月11日に業者が、大丈夫だと言ったから、それをうのみにして、大丈夫だと。その程度に三千何百万も払ったのか。そうではないんですよ。そういうことをきちっと見られる、本当に大丈夫なのか、どこまで進んでいるのか、どのぐらい遅れているのか、それを全部ちゃんとやるにはどのぐらいの人員が必要かまで全部判断できるような人に委託しているはずなんです。そこがちゃんとしていないんですよ。

私もちょっとこのことで、少し詳しい人に相談しました。どういようなものだと。そうしたら、こういう答えが返ってきました。当然、2週間に1回、月に2回程度のそういう会議はするとは思んですが、遅れそうだという心配があったら、毎日でもしなければならぬと。そこまで間に合わせるために。月2回でしつたからいいんだというものではない。遅れそうだとしたら、毎日でも会議してでも、それを工期に間に合わせなければならぬものがこの人の役目だと言うんです、こういう管理業務というものは。そのために何千万も払っている。

それが、2回しているから、相手が、いい、大丈夫だからと言ったから、ああ、それならと。ああ、遅れました。そんな生易しいものではないですよ、3,300万円の重みというものは。

私は、もちろん請負業者にも責任はありますが、この管理業務の委託を受けた受託者に

も、工程を守らせることが専門の仕事なんだから。それが守らせられなかったというものは、ここに大きな責任があるというように思うんですが、いかがでしょうか。

○漆山光春議長 「後藤新庁舎建設課長」

○後藤浩新庁舎建設課長 工程ごとに要する人数、人員の配置というものは、当然、設計書の中で示されているというようなことであります。それに合わせた人員を請負業者のほうでは手配するということが施工の前提となるわけですが、そういったことで、人員の手配というものは、最初は請負業者の当然の業務だろうということでありました。それを前提にして管理というものは行うわけですが、今回につきましても、ぎりぎりになって、直前の定例会の中でも心配されたというようなことから、その後でありますけれども、請負業者と、あとは管理業者につきまして、人員等の見込等の話をしまして、こういった人員が配置できる、あるいは施工につきまして、同時並行にすることができるものがあればやってくださいというふうな打合せをした上で、人員確保できればというものは前提に立つわけですが、そういった人的なものも打合せしたというようなことを聞いております。

○漆山光春議長 「4番佐藤修二議員」

○4番（佐藤修二議員） ですから、それがそのとおりにいかなかったんですよね。理由には、コロナだとか、雪だとか、県外からの人は見込めなかったとか、もう今、突発的に始まったことではない。ずっとそういう状況が続いている。しかも、それが理由でしかないんだから、そんなことは理由にならないですよね。

要するに、町をも愚弄すれば、議会をも軽んじているような、今回の工期延長、業者からの申入れだなというふうにつくづく思って、町も私たちから見ると、大変だったなというふうな感じを受けているわけですが、

ちょっと、請負業者であり、あるいは管理業務を請け負ったところが、あまりにも真剣にというか、真摯にこれと向き合っていなかったんだなという感じは否めないということを申し上げて、質疑を終わります。

○漆山光春議長 以上で、4番佐藤修二議員の質疑を終わります。

次に、「6番東海林信弘議員」

○6番（東海林信弘議員） 同僚議員からもいろいろと質疑されているので、重複することがありましたらご了解ください。

私からは、今、佐藤議員のほうもお話ありましたけれども、工程の全体の進捗会議ということで月2回行われて、この間の全協の折にも、5月は11日と、この延長工期申請の24日に出た次の日、25日に進捗会議を行ったというお話は聞きました。

5月11日に、その会議の中で、要はエネルギー棟の進捗が遅れていると。大丈夫ですかという会議の議題にも載ったという話をお聞きしましたが、その以前、要は5月11日前、4月、3月にはそういった議題、課題が提出、論議されたのか、されていなかったのか。その辺も1点お聞きしたいと思います。

それと、もう一点が、先ほどからいろいろと質疑の中で、人員確保ができなかったというものが、ほとんどの町当局の解釈でもあり、工期延長の申請の理由にもなっていますが、やはり先ほどからありましたように、当初の請負契約は今年の6月から始まっています。それで、災害とかは7月、要は災害はなかったときのまず契約。だから、災害とは何か言い訳がましい理由。

また、コロナウイルス禍でなかなか人員が集まらないとかというのものも、それは契約した時点でもうコロナ禍が始まっている。要は、どんなウイルスか分からない状態で、緊急事態宣言などいろいろとありましたが、そうい

った中での請負。それはもうそのメーカー、業者では割り切って、自分の頭の片隅には入った計画を立てていたというものは多分実態だと思います。

ただ、今、建築現場の中では、その間はやっぱり海外からの材料、部品、住宅の工事もままならない状態でいっているとお聞きしております。

ただ、本当に今回の理由は人員確保ということで、人を充て込むことができなかったというだけの問題ではなかったのかなと、つくづく情けなく思っています。

先ほど、同僚議員からもありましたけれども、町内企業です。なおさら残念な思いはしています。すばらしい企業のうちと承知しているんですが、やっぱりそういったことで、ちょっと根性論だけ先に走って、建設的な、自分たちの計画もままならない、まともにできなかったのかなと、本当に残念で仕方ありません。

そこでお聞きしたいことは、先ほど、1点お伺いしますが、5月11日以前にそういった議題は出なかったのか。また、あともう一点は、今回の工期延長に際して、人員計画、もう提出されたという、先ほど課長の話もありましたが、その人員確保の計画はいつ町側に提示されたのか、お聞きしたいと思います。

○漆山光春議長 「後藤新庁舎建設課長」

○後藤浩新庁舎建設課長 1点目の、5月11日の定例会の前に、状況としてどういった認識をしていたのかというようなことでありますけれども、4月中におきまして、工程に遅れが生じているというようなことは認識しておりました。ただ、人員が連休明けからでも確保できれば完成できるのではないかというような見込を持っていたというところであります。

あとは、人員確保についての計画というよ

うなことでありますけれども、いつ、どのような人員を配置するというような事細かいものは、私どもは示されているものではありませんけれども、6月までの完成を目指した工程というものの中で、それに見合う人員というものは確保されているものだと考えております。

○漆山光春議長 「6番東海林信弘議員」

○6番（東海林信弘議員） その人員確保の提示をいつされたかはちょっと漏れていたのか、それも。いつ提示されたのか、町に。それは、その工事延長申請時に出されたのか。

それと、もう一点お聞きしたいことは、要はその現場と……その点で、1点だけお聞きしたいと思います。その人員計画をもう一回、再度お聞きしますが、いつ提示されて、いつ承したのか。

○漆山光春議長 「後藤新庁舎建設課長」

○後藤浩新庁舎建設課長 人員の手配というようなことでありますけれども、5月11日以降、今月内の工期内の完成を目指した場合に、こういった人員が必要ですよというふうなもの、それに対応します、5月10日以後、今月末、25日までではございますけれども、その間の作業員の手配状況というものは、こちらのほうで打合せの結果としていただいているというようなところであります。

完成を目指した6月1日以降、あした以降の具体的な人員というようなものは、そういったものでは、受け取っているものではありません。

○漆山光春議長 「6番東海林信弘議員」

○6番（東海林信弘議員） 最後になりますけれども、具体的な人員計画がなかったら、どうやって信じるのか、私もちょっと腑に落ちないですが、結局、今回の工期延長の要因、原因として挙げられて、はっきりしていることは、人員確保ができなかったから工期延長し

たということがはっきりしているわけです。それで、人員確保の具体的計画、相手先からのものがない状態で、また進んで、また1月ずらしてくださいとか、そういった話にはならないようにしていただきたいと思います。終わります。

○漆山光春議長 以上で、6番東海林信弘議員の質疑を終わります。

次に、「10番木村章一議員」

○10番（木村章一議員） 私は、今お聞きして、1つ確認しておきますが、今、東海林議員からあって、課長は、5月11日以降の必要な人員計画と、それに対してどんなふうに人員の供給といいますか、配置が推移したかは、結果はもらっているということでしたが、その中身としては、どんな、何割ぐらいの人がですね、具体的に何日に何人の予定が何人とかということをおっしゃっていただいてもいいんですが、少し具体的に示していただけませんか。この辺が決定的なところなんですかね、見込違いの。

それと、私はそれも含めてなんです、この直前に、1週間前、5月24日に申請をしたということについて、これは非常に問題です。そこから1か月も延ばさなければいけないというようなほどの、まだ作業量が残っているということが、それがどうも納得できない。できない計画を平気で立てる業者に仕事を発注してしまっているのかどうかという心配があります。

納期というものは、仕事をするに当たって、いろんな、特に建設事業をするに当たっても、設計どおりの、範囲内でのコストでできると。さらに、ちゃんとした性能がある、役割を果たす品質ですね、長期間壊れたりしないという品質をちゃんと保持できることと併せて、予定の日までちゃんと仕上げるとい、大きな3つの要素ですから、その納期について全

く管理できる能力がないのかどうかということについて、町としてはその辺どのように評価しているのかということについてもお聞きします。このことについて、説明を求めます。

○漆山光春議長 「後藤新庁舎建設課長」

○後藤浩新庁舎建設課長 1点目の、人員手配の計画と、あとは実際の現場作業での人員の配置実績というようなことでありますけれども、例えば計画におきましては、5月11日、12日の両日で、腰壁の打ち込み等々の作業をするために7人程度の人員が必要だというふうなことが計画ではあったわけですが、それに対して、10日から14日の間の5日間については全く手配ができなかったというふうなこと等の経過と申しますか、実績等をいただいているということでもあります。

あとは、2番目の、施工できる業者であったのかということの、信頼性があるのかということでもありますけれども、私どもで一般競争入札という手続におきまして事業者を公募いたしまして、入札等々の手続を行ったというようなことであります、その際の業者の選定審査会、あるいはその工事の規模等に照らしまして、できるという判断の下で、以後の入札等の手続を行いましたので、できるということで発注したものでございます。

○漆山光春議長 「10番木村章一議員」

○10番（木村章一議員） もちろん発注しているわけなので、その当時はそうだったと思うんですけども、この5月の連休以降ですかね、それ以降についての評価という点ではどうなのかということと、さらにお聞きしたいんですが、これだけ、4月中にも、さきの質疑であれなんです、4月の段階でも遅れていると。それ以前から全体として遅れぎみということは分かっていたと思うんですが、5月の連休、通常は当然休むんですけども、その辺も人に、作業員に割増しを払ってでもそ

の遅れを取り戻すような、そういった努力などはされた形跡があるのかどうか。実際にされたかどうかですね。けれども駄目だったということなのかどうか。その辺についてはどう評価しているか。

整理すると、発注したときとは別に、現時点で工程管理能力について評価はどうかということと、あと5月の連休、休みも出て、割増しも出して、ちゃんと配慮して、町にもそういったことでの許可を得て、工期の遅れを取り戻そうというような努力などしたかどうかについてお聞きしたいと思います。

○漆山光春議長 「後藤新庁舎建設課長」

○後藤浩新庁舎建設課長 人員手配に起因している工期の遅れというものから、そういったものについての評価はどうかと。あるいは、4月中、あるいは連休前後におきまして努力したかというような点でありますけれども、先ほども具体的に申し上げましたが、人員の手配の計画として、工期を取り戻すべく、こういった人員を投入すればというようなことで努力したとは聞いておりますけれども、実績としては、なかなか人員の実際の手配には及ばなかったというようなことなので、こちらに対する判断の甘さというものはあったのかなというようなことを考えております。

あとは、現時点でと申しますか、これからの工程につきましては、十分できるような評価をしているのかということでもありますけれども、土曜日、日曜日におきましても作業をやっているというようなことも確認しておりますし、そういった場合には、割増し賃金というようなものが発生していることかなとも考えますので、そういったことで、工期内に終わるという努力は一定程度なされているのかなと考えております。

○漆山光春議長 「10番木村章一議員」

○10番（木村章一議員） 1週間前に、せっぱ詰

まって工期申請というよりは、もっと結構前の段階で、5月11日あたりにはもう無理だということは分かったと思うんですね。そこで、そこから判断がここまでずれるというものは、非常に工程管理、工期管理としては能力がないと言わざるを得ないのではないかなと。以前から、大丈夫かと言われて、努力して、結局その努力が形にならないということがあったわけなので。

それで、町としても、1週間前に工期を1月延ばしてくれというような申請を私は受けるべきではない。それを議案として議会に出すべきではなくて、町の段階で、これは駄目ですと、工期遅れですと、31日までやったださいと、この時点で駄目だったら工期遅れと認めざるを得ないというような判断が筋だったのではないですかね。

議会に、こんなです、町としては理由として認めたと言うけれども、この理由で正当だと認めるものはちょっと無理があるのではないかな。議会にそれを認めろというものは非常に無理があるのではないかなと思います。

これは担当課長だけなのか、町長、副町長、その辺どう考えているかですが、議会に無理な判断のげたを預けたというようなこと、思いはないんですか。ちょっと私でも非常に苦慮する。実態を当局よりもよく把握できない立場で、延ばせと、それを認めろと言われるものは非常に辛いところがあるんですね。

この辺についてはどうお考えなのか、課長以外にもご説明いただける方がいたら説明お願いしたい。いかがですか。

○漆山光春議長 「河内副町長」

○河内耕治副町長 今、10番議員からご質問いただきました。今回の議案として、議会にお諮りすることについてどのように考えるかということですが、何人かの議員の方々から今、質疑があったわけですが、

工程管理が非常に甘かったのではないかということに尽きるかと思えます。

今回、受注してくださっているところが、地元の数ある建設関係の業者さんの中ではトップクラスの業者さんでございます。これまでも数々の公共事業を手がけてこられて、しっかりと実績を残してこられたということもございます。そうした業者さんでございまして、今回エネルギー棟の建設を受注された折も、しっかりと完成までやり遂げていただけるというふうに、当然工期もしっかりと守っていただけたらと思っておったところでございますが、残念ながら、様々な理由から人員確保ができなかったという理由で工期の延長をお願いしたいというような状況に至ったところでございます。

その内容をよく精査してみますと、工期の延長に当たっては、請負金額の変更はなくそのままです。さらには、ほかの新庁舎の様々な今、建設業者さん、設備、備品、本体工事ということで関連工事がございまして、そちらにも影響はなく施工できるということでございましたので。

はっきり申し上げまして、確かに手続的なまずさはあったということで、議会の皆様はじめ、関係職員、それから関係業者さんも多分、ほかの下請さんとか、いろいろおられるかと思えますけれども、多大なご迷惑をおかけしたということはあるかと思いますが、そうしたことで、何とか皆さんからご理解をいただきまして、完成までやっていただきたいというふうに町のほうで判断させていただいたということでございます。

ここまで至る、議案を提出するに当たっては、10番議員おっしゃったような考えも我々のほうでも持ったといえますか、議会に判断を預けるような形になったことは大変申し訳ないと感じているところでございます。

○漆山光春議長 以上で、10番木村章一議員の質疑を終わります。

次に、「11番石垣光洋議員」

○11番（石垣光洋議員） 私からも何点か質問させていただきます。

まず、追加工事の発生はないのか伺います。

次に、下請との契約について伺います。施工体制については報告を受けていると思えますけれども、今回の施工の人員については、元請の直接施工なのか伺います。

人の手配について、理由を見ると、元請で手配ができなかったと読み取れますが、遅れている部分について、専門の施工業者ではなく、元請で行える施工の部分での遅れなのか伺います。

次に、5月11日から5月24日までの間に何か施工上の問題が発生したのか、お伺いします。人員の手配以外に何かあるのか伺います。

次に、エネルギー棟建築工事請負契約では、令和3年3月3日に補助金申請のため延長しました。令和3年3月3日に、人員、コロナ禍の影響はそのときに考えられたと思えますが、3月3日の工期延長の際には、問題にはならなかったのか伺います。

3月3日のときには、大雪、コロナの影響、昨年の豪雨災害被害などは分かっていたのではないかということで、この3月3日の工期延長の際に問題にならなかったのか伺います。

また、工期の延長についてですけれども、今回、工程についての問題で工期の延長ということでございますが、安全管理や品質管理について、今回、工程の管理について、問題ということでの延長の議案が出ておりますが、安全管理、品質管理について問題がないのか、確認をお願いします。ご答弁をお願いします。

発注者は、公共建築物の工事の発注に際して、経済合理性を有した上で、工事の品質を確保できるよう工期を設定する必要があります。

す。工事請負契約においては、工期までに工事を完成させることは契約事項であります。工事の規模、難易度、地域の実情を踏まえた契約がなされたと思っておりますけれども、平成26年6月4日に改正し、即日施行された公共工事の品質確保の促進に関する法律により、発注者の責務として、適切な工期を設定するよう努めることが規定されています。

今回、発注者として、令和3年3月3日の工期延長時に、工期の設定は適切と考えているのか伺います。

以上、お願いします。

○漆山光春議長 「後藤新庁舎建設課長」

○後藤浩新庁舎建設課長 まず、追加工事は発生するのかなというようにありますけれども、追加工事は発生いたしません。

2番目の、下請、元請というような関係でございまして、3番目とも関連すると思しますので、一括してお答えいたしますけれども、今回、延長の承認申請の中でございまして、下請部分についての人員の乗り込みというようなことがございましたので、その部分については下請ということの工程、工種であったと考えております。

あとは、4番目の、施工上の問題はあったのかということでもありますけれども、工事自体の施工上の問題はなかったと考えております。

5番目の、3月3日に補助金等の関係で工期の延長等をお願いしたわけですが、その折のコロナ等の関係で工期は適切に取ってあったのかというようなことではありますが、その時点では適切な工期の設定といえますか、コロナに関しましても、状況はあったわけですが、ここまでの手配ができないような状況になるということは想定していなかったわけでありまして、十分対応できると考えていたものであります。

最後の、品質管理、安全管理に関しまして、適切な発注者の工期の設定等がなされたのかというようなことでもありますけれども、工期については、設計、管理上と、設計段階において検討したものでありますけれども、適切な工期は設定しているものと考えております。

○漆山光春議長 「11番石垣光洋議員」

○11番(石垣光洋議員) ありがとうございます。

発注者側として、適切な工期の設定ということでした。だとすると、やはり工期の設定について、町としては何ら問題がなかったと受け取れます。

今日が工期日時でありますけれども、本来であれば、施工会社の社内管理、社内検査、あと施工管理業者の検査、そして発注者の検査、それらがもう、あと官公署の検査、それら4つぐらい検査があって、今日になっているはずなんですけれども、それらは1つも行われていない状況というものはまた不思議な感じがします。

ちょっとここで確認ですが、請負業者の社内における、各段階による検査というものは行われているのか、お伺いします。そういう報告は受けていますか。

○漆山光春議長 暫時休憩します。

休 憩 午前9時50分

再 開 午前9時51分

○漆山光春議長 休憩を解いて再開します。

「後藤新庁舎建設課長」

○後藤浩新庁舎建設課長 失礼いたしました。

工程の中で、完成検査でない途中での検査ということでもありますけれども、例えば部材ですとかの納入の検査、材料の検査というのは逐次行っているというようなことでもありますし、工程におきまして、折々で、もちろん工程が始まってしまうとできないような検査もございますけれども、そういったものは実施しているものであります。

○漆山光春議長 「11番石垣光洋議員」

○11番(石垣光洋議員) ありがとうございます。

納入材料の品質検査と、各段階確認での検査というものが行われているということでした。

100年にわたって存在する庁舎でございますので、それらの確認書類等は保存されていくべきなんだろうと思いますけれども、そういう段階ごとの確認が行われていたとすれば、進捗率がその時点で分かったと思います。その各段階ごとで遅れを取り戻すような段取りとか、そういうものはあったのかどうかを最後に聞きたいと思います。よろしく願います。

○漆山光春議長 「後藤新庁舎建設課長」

○後藤浩新庁舎建設課長 検査等につきましては、工程表に基づいて行うということにもなるかと思いますが、取り戻すことができるという見込といたしますか、それに基づいて、相対的に工事完了までということで工期というものが求められておりますので、その中で取り戻すことができると。若干の遅れというものは4月にも認識したわけでありましてけれども、工期全体としては完了できるというふうなことで進めてきたところでございます。

○漆山光春議長 以上で、11番石垣光洋議員の質疑を終わります。

次に、「12番細矢誓子議員」

○12番(細矢誓子議員) それでは、私から1点だけお聞きします。

やはり民主主義におきまして、約束というものはとても大事な、重要な考え方でありまして。その約束を破るということに対して、やはりある程度きちとした責任、反省、そういうものでペナルティーというものは必ず発生すると思います。

先日の全協で、町としては誓約書、勧告書、これからの人員計画の工程、様々そういう書

類をお出しになるという、出させるという報告でございましたけれども、その中で、ペナルティー、違約という、約束を破るということに対する責任の取り方の表明がなかったと思います。

私はちょっとここで聞きたいんですけども、この工事を請け負ったときの締結時に、その約束を守れなかったということの条文中に、契約書にそういうものを盛り込んで契約しているかどうかということをもまず1点聞きたいと思います。

もう一点は、そのペナルティーの金額ですけども、請負金額に対して何%と、そういう制約があるのか。その2点と思います。

まず、そこをお聞きします。

○漆山光春議長 「後藤新庁舎建設課長」

○後藤浩新庁舎建設課長 工期等が守れなかった場合等々の、契約時に約款に基づいて行われなかった場合のペナルティーというようなことでありますけれども、当然、契約書の中にはそういった状況もございまして、遅延利息というものが一つございます。工期まで完成できなかった場合の遅延利息というものが一つ、遅延利息というような形でございます。

もう一つは、完成できず契約の解除に至った場合ということで、違約金というものが当然約款には示されているというところであります。

遅延利息につきましては、できなかった工事の出来高に年率2.6%という割合になってございます。

違約金につきましては、契約金額の10分の1というものが約款上は示されているところであります。

○漆山光春議長 「12番細矢誓子議員」

○12番(細矢誓子議員) やはりそのように決められたことがあるのであれば、それをきちっと誓約書、勧告書を出すときに、そういうこ

ともちゃんと明記されたほうが、町としての信用度、やはり今回は、こういうことを招いたということに対して、町民はとて町に対して、そういう業者を選んだということに対して不信感を多分このたび持たれた方も多いと思います。

そういう意味でも、きちっと約束事はこうですよ、そのためにこういうペナルティーが発生しましたということをしかり守っていただくということが、今回の前へ進む一歩だと思つるので、そういうことをきちっと明記されて、ペナルティーに対する金額なんかも、多少、金額的には大変少のうございますけれども、やはり明記すべきだと思いますので、そのところをきちっと守っていただきたいと思つております。

とても町民の方は本当にこの庁舎に対して希望を持っています。その希望を、やはりいろんな形で阻害するというものは、とても、町としても負の感情を持たれることが多いと思つたので、やはりしかり実行していくということが、これからの町政に対してはとても大事なことだと思つておりますので。

その辺のところをしかり町側も改めて考えていただいて、前へ進んでいっていただきたいと思つております。

以上です。

○漆山光春議長 「後藤新庁舎建設課長」

○後藤浩新庁舎建設課長 今回の契約変更をお認めいただけるということでありまして、そのペナルティーというものは発生しないということになるわけでありまして、それにしましても、今回の工期の延長につきましては、非常に判断の遅れというものがあったわけで、十分でなかったというようなことでもありますので。

請負業者の方には、これからの工程の管理、工期の遵守、あるいは品質の確保、遅れたこ

とによる品質の確保ができなかったというようなことでも非常に、当然まずいというようなこととなりますので、そういったことを盛り込んだ書面というようなものをお渡ししたいとは考えてございます。

○漆山光春議長 よろしいですか。

以上で、12番細矢誓子議員の質疑は終わります。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

暫時休憩します。

休 憩 午前 9時59分

再 開 午前10時03分

○漆山光春議長 休憩を解いて再開します。

6名の賛成、反対6名となっております。議長判断ということで、私は賛成に投じたいと思つています。

賛成多数であります。

よって、議第46号河北町役場新庁舎エネルギー棟建築工事請負契約の一部変更については、原案のとおり可決いたしました。

○漆山光春議長 以上で、本臨時会に付議されました事件は、全て議了しました。

これをもって、令和3年5月河北町議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

午前10時04分 閉 会

会議の経過を記載し、その相違のないことを証するためここに署名します。

令和3年5月

河北町議会議長

河北町議会署名議員

河北町議会署名議員

